

平成17年5月25日
九州森林管理局

縄文杉の樹皮の剥離被害について

1 経緯

5月20日(金)に、九州森林管理局屋久島森林環境保全センターの担当者が、巡視中に、別添写真のように、展望デッキから見て右側の、根元から1mほどの高さで、直径10cmに及ぶ樹皮の剥離被害を発見しました。剥離された樹皮が周辺に見あたらないことから、何者かが、鋭利な金属もしくは石等で削り取り持ち去ったものと思われます。

この行為は、森林法および自然公園法の規定に違反する疑いがあることから、現地を管轄する屋久島森林管理署は、23日(月)に環境省屋久島自然保護官事務所及び屋久島警察署等に連絡するとともに、合同捜査をはじめとする今後のしかるべき対応について相談しました。

2 今後の対応

縄文杉は、世界自然遺産に登録された我が国の貴重な宝であり、国立公園特別保護地区に指定されるとともに、国有林においても保安林及び森林生態系保護地域に指定して、適切な保全・管理に努めている貴重な財産です。このため、踏み荒らしや樹勢の衰え等を防止するための編柵の設置や客土等を実施してきているところです。

樹齢7200年とも言われる縄文杉は、多くの方々に幽玄な巨樹の持つ神秘性を感じさせるとともに、世界遺産の島として屋久島の評価を高めており、このような縄文杉に対して、今回、極めて悪質な行為がなされたことに対し深い憤りを感じるとともに、その不屈な行為は厳しく処罰されるべきものと考えます。

また、今後、関係機関等と十分な協議を行った上で、再発防止に向けた登山者のマナーの一層の向上対策等に積極的に取り組んでいく所存です。

お問い合わせ先

九州森林管理局計画課自然遺産保全調整官 いちもと 一本

電話：096-328-3613

屋久島森林環境保全センター所長 くぼた 久保田

電話：0997-42-0331